

つなげる・ひろげる・そだてる学校図書館

第5章



資料編



（この法律の目的）

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

（設置義務）

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

（学校図書館の運営）

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

（司書教諭）

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（設置者の任務）

第七条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

（国の任務）

第八条 国は、第六条第二項に規定するもののほか、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、次の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設置及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

鳥取県幼児教育振興プログラム（改訂版）「遊びきる子ども」（P26）



言葉の獲得

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うことが大切です。幼児に適切な言葉の使い方を伝えていくため、幼児をとりまく言語環境を豊かにするように努める必要があります。

具体的な取組

◆言葉による伝え合い

- ・自分の思いを言葉で伝えようとする意欲の育成
- ・人の話を注意して聞こうとする態度の育成
- ・子どもを引きつけるような話し方や内容の工夫

◆絵本や童謡などに親しむ活動の充実

- ・地域に伝わる民話・わらべうた・伝承遊び、童謡唱歌などを取り入れた活動の工夫
- ・絵本や紙芝居の「読み聞かせ」の充実
- ・「絵本コーナー」など絵本への興味・関心を高める環境づくり
- ・公共図書館・近隣の学校図書館などを活用した活動の充実



～おはなしの世界に引き込まれて～

POINT

《言葉による伝え合い》・・・伝え合いには2つの要素が必要です。

- 自分の思いや考えたことを言葉で表現すること
- 相手の話を興味をもって注意して聞き、次第に理解できるようになること

発達段階に応じて、子どもの話すことを受け止める、子どもが興味を持ったことを話すようにする、話しやすい話題を提供する、小グループで話すようにするなど工夫しましょう。

5歳児後半に向けて、話し合いの場面やみんなの前で話す機会を持つことにも配慮しましょう。

表現する力

乳幼児は様々なものに出会い、心を揺さぶられて感動すると、感じたままを表そうとします。その表れを保育者が受け止め、認めることが大切です。そうすることで、表現することの楽しさや喜びを感じ、表現への意欲が高まります。

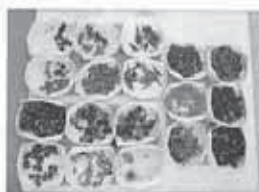
具体的な取組

◆表現する過程を楽しめるような工夫

- ・遊具や用具などの環境構成の工夫
- ・他の子どもの表現に触れられるような配慮
- ・表現を楽しむ気持ちや表現しようとする意欲の育成



～一人一人の表現が繋がって～



～色鮮やかな木の実～

幼児が思わず手に取ってみたいくなるような素材を準備することが表現意欲を高めます。

POINT

表現で大切なことは、自分なりに表現することです。できばえではなく、表現する過程を楽しめるように工夫しましょう。

小学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成20年文部省告示第27号)(抜粋)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (10) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 第2の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」に示す事項については、相互に密接に関連付けて指導するようにするとともに、それぞれの能力が偏りなく養われるようにすること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、児童が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。
- (5) 第2の各学年の内容の「C 読むこと」に関する指導については、読書意欲を高め、日常生活において読書活動を活発に行うようにするとともに、他の教科における読書の指導や学校図書館における指導との関連を考えて行うこと。学校図書館の利用に際しては、本の題名や種類などに注目したり、索引を利用して検索をしたりするなどにより、必要な本や資料を選ぶことができるように指導すること。なお、児童の読む図書については、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮して選定すること。

第2節 社会

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第6章 特別活動

2 内容

〔共通事項〕

- (2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全

オ 学校図書館の利用

中学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成 20 年文部省告示第 28 号) (抜粋)

第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各教科

第1節 国語

〔第2学年〕

2 内容 C 読むこと

- (2) (1) に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。

ウ 新聞やインターネット、学校図書館等の施設などを活用して得た情報を比較すること。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 第2 の各学年の内容の「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」、「C 読むこと」及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕について相互に密接な関連を図り、効果的に指導すること。その際、学校図書館などを計画的に利用しその機能の活用を図るようにすること。また、生徒が情報機器を活用する機会を設けるなどして、指導の効果を高めるよう工夫すること。

第6節 美術

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 4 生徒が随時鑑賞に親しむことができるよう、校内の適切な場所に鑑賞作品などを展示するとともに、生徒や学校の実態に応じて、学校図書館等における観賞用図書、映像資料などの活用を図るものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

2 内容

- (3) 学業と進路

イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用

特別支援学校（小学部・中学部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成 21 年文部省告示第 36 号) (抜粋)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

高等学校 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成21年文部省告示第34号)(抜粋)

第1章 総則

第5款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5 教育課程の実施に当たって配慮すべき事項

- (11) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第1節 国語

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図ることなどを通して、読書意欲を喚起し幅広く読書する態度を育成するとともに、情報を適切に用いて、思考し、表現する能力を高めるようにすること。

第3節 公民

第3款 各教科にわたる内容の取扱い

- 1 (1) 情報を主体的に活用する学習活動を重視するとともに、作業、体験的な学習を取り入れるよう配慮すること。そのため、各種の統計、年鑑、白書、新聞、読み物、地図その他の資料を収集、選択し、それらを読み取り解釈すること、観察、見学及び調査、研究したことを発表したり報告書にまとめたりすることなど様々な学習活動を取り入れること。

第3章 主として専門学科において開設される各教科

第11節 音楽

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (2) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

第12節 美術

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (1) 各科目の特質を踏まえ、学校の実態に応じて学校図書館を活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどを指導に生かすこと。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

2内容 (3) 学業と進路

イ 主体的な学習態度の確立と学校図書館の利用

特別支援学校（高等部） 学習指導要領における「学校図書館」に関する取扱い

(平成21年文部省告示第37号)(抜粋)

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

5教育課程の実施等にあたって配慮すべき事項

以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (12) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童又は生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること。

※各校種とも読書活動、言語活動、情報活動に関する事柄等、他にも関連部分が多くあります。詳細は、それぞれの学習指導要領をご覧ください。

学習指導要領における読書活動に関すること（抜粋）

学校	学年	学習指導要領の国語の各学年の「目標（3）」後半部
小学校	1, 2年	楽しんで読書をしようとする態度を育てる。
	3, 4年	幅広く読書をしようとする態度を育てる。
	5, 6年	読書を通して考えを広げたり深めたりしようとする態度を育てる。
中学校	1年	読書を通してものの見方や考え方を広げようとする態度を育てる。
	2年	読書を生活に役立てようとする態度を育てる。
	3年	読書を通して自己を向上させようとする態度を育てる。
高等学校		（記載なし）

学校	学年	学習指導要領の国語の内容のうち、「C読むこと」の読書の指導に関する事項
小学校	1, 2年	オ 文章の内容と自分の経験とを結び付けて、自分の思いや考えをまとめ、発表し合うこと カ 楽しんだり知識を得たりするために、本や文章を選んで読むこと
	3, 4年	オ 文章を読んで考えたことを発表し合い、一人一人の感じ方について違いのあることに気付くこと カ 目的に応じて、いろいろな本や文章を選んで読むこと
	5, 6年	オ 本や文章を読んで考えたことを発表し合い、自分の考えを広げたり深めたりすること カ 目的に応じて、複数の本や文章などを選んで比べて読むこと
中学校	1年	オ 文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、自分の物の見方や考え方を広くすること カ 本や文章などから必要な情報を集めるための方法を身に付け、目的に応じて必要な情報を読み取ること
	2年	エ 文章に表れているものの見方や考え方について、知識や体験と関連付けて自分の考えをもつこと オ 多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること
	3年	エ 文章を読んで人間、社会、自然などについて考え、自分の意見をもつこと オ 目的に応じて本や文章などを読み、知識を広げたり、自分の考えを深めたりすること
高等学校 （国語総合）		オ 幅広く本や文章を読み、情報を得て用いたり、ものの見方、感じ方、考え方を豊かにしたりすること

特別支援学校における読書の指導に関する事柄

特別支援学校 （知的障害） 【小学部】	国語 第一段階 （1）教師の話を聞いたり、絵本などを読んでもらったりする （3）教師と一緒に絵本などを楽しむ 第二段階 （3）文字などに関心を持ち、読もうとする
（聴覚障害） 【小学部】 【高等部】	第1款 2 （2）児童の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したり・・・ （2）生徒の言語力等に応じて、適切な読書習慣や書いて表現する力の育成を図り・・・

※視覚障害者・聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は、小学校・中学校学習指導要領第2章に示すものに準ずるものとする。

これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務 及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)

—学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議—

学校図書館の利活用の意義

- 確かな学力の育成には、言語活動や探究的な学習の充実が必要。
- 同時に、読書活動等を通じて児童生徒の豊かな人間性を形成していくことが求められる。
- これらの活動の充実のため、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての学校図書館の整備を進め、これを利活用していくことが重要。

学校図書館担当職員に求められる役割・職務

- 学校図書館の意義を達成するため、学校図書館担当職員(いわゆる「学校司書」)は、学校教職員の一人として、司書教諭等と協力しながら、学校図書館の各機能の向上のために以下の役割を担っていくことが求められる。

<読書センター機能>

- 学校図書館が読書活動の拠点となるような環境整備
- 学校における読書活動の推進や読む力の育成のための取組等

<学習センター機能>

- 司書教諭や教員との相談を通じた授業のねらいに沿った資料の整備
- 児童生徒に指導的に関わりながら行う各教科等における学習支援

<情報センター機能>

- 図書館資料を活用した児童生徒や教員の情報ニーズへの対応
- 情報活用能力の育成のための授業における支援等



- これらの役割を踏まえ、学校図書館担当職員は、図書館資料の管理、館内閲覧・館外貸出などの児童生徒や教員に対する「間接的支援」や「直接的支援」に加え、各教科等の指導に関する支援など「教育指導への支援」に関する職務を担っていくことが求められる。

学校図書館担当職員に求められる資質能力及びその向上方策

- 学校図書館担当職員がこうした役割・職務を担っていくためには、学校図書館の「運営・管理」と児童生徒に対する「教育」との両面にわたる知識・技能を習得することが求められる。

<学校図書館の「運営・管理」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 学校における学校図書館の意義に関すること
- 情報や資料の種類や性質に関すること
- 図書館資料の選択・組織化及びコレクション形成・管理に関すること等

<児童生徒に対する「教育」に関する職務に携わるための知識・技能>

- 児童生徒の発達に関すること
- 学校教育の意義や目標に関すること
- 学習指導要領に基づく各教科等における教育内容等に関すること等



- これらの知識・技能の習得には、学校における日常的な取組のみならず、行政において学校図書館担当職員等を対象とした体系的な研修の実施や学校図書館担当職員を支援するための体制構築、役割・職務の周知等を進めていくことが必要不可欠。

学校の教職員をはじめとする学校関係者は、学校図書館担当職員がその資質能力を遺憾なく発揮できるような環境を整えることが求められる。校長は、校務をつかさどる者として、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮することが期待される。

【学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議 平成26年3月31日報告】
文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm

本会の実施する図書選定の基準を次のとおりに定める。

本会は、1951年以降、各学校図書館が本来の目的を達成するための蔵書構成を行ううえで必要かつ適切な資料を提供するべく図書選定を実施してきた。この基準は、従来の図書選定基準を長年にわたる選定実務の経験を加味し、検討および整理をほどこし改定したものである。

I 一般基準

1 内容

学校における教育課程の展開に寄与し、児童生徒の学習活動や健全な教養・レクリエーションに役立つものであるか。

1) 知識を得るための図書

- (1) 正しい知識や研究成果が述べられているか。
- (2) 新しい知見や方法が紹介されているか。
- (3) 主題の取り扱い方は、新鮮で創意や工夫がみられるか。
- (4) 一貫した論理で体系づけられ、論旨が明確であるか。
- (5) 事実の叙述は、科学的に正確で、かつ具体的であるか。
- (6) 取り扱っている範囲は、児童生徒が学習や研究するのに適切であるか。
- (7) 資料は、その主題を解明するのに適切なものであるか。
- (8) 異見・異説などのある場合は、必要に応じてこれを紹介し、その原拠が示されているか。
- (9) 引用文・さし絵・写真・図表などは、正確かつ適切で、必要に応じて原典が示されているか。
- (10) 統計は、正確で、調査時期および原拠が示されているか。

2) 教養のための図書

- (1) 児童生徒のたしかな批判力や豊かな情操を育てるものであるか。
- (2) 生きる希望にあふれ、深い感動を与えるものであるか。
- (3) 読書の楽しさを味わえるものであるか。
- (4) 内容や主題に独創性があるか。
- (5) 内容の取り扱いが、時流にのった興味本位のものになっていないか。
- (6) 正義と真実を愛する精神に支えられているか。
- (7) 人権尊重の精神が貫かれているか。

3) 教師向けの図書

- (1) 教職員の教育活動に資するものであるか。

2 表現

- (1) 児童生徒の発達段階に即しているか。
- (2) 差別的な表現がされていないか。
- (3) 小・中学生を対象とする場合は、常用漢字・現代かなづかいを用いているか。
- (4) 文章は、わかりやすく、文法にかなっているか。
- (5) さし絵・写真・図表などは、本文を理解するのに役立ち、適切なものであるか。

3 構成

- (1) 書名は、内容をよく表しているか。
- (2) 目次・見出しの表現や位置は、内容に適応したものであるか。
- (3) 必要な索引が完備され、引きやすいか。
- (4) 奥付には、必要な事項が記載されているか。
- (5) 必要な参考文献が掲げられているか。
- (6) 著者について必要な紹介がされているか。

4 造本・印刷

- (1) 製本・外観・大きさが適切であり、書誌的な体裁が整っているか。
- (2) 装ていや表紙のデザインは、美術的で好ましい印象を与えるか。
- (3) 製本は堅ろうで開きがよく、学校図書館における使用に耐えるものであるか。
- (4) 乱丁・落丁などの事故はないか。
- (5) ページ数は、扱っている内容にふさわしいか。
- (6) 活字の字体や大きさは、児童生徒の発達段階に即して適切であるか。
- (7) 版の組み方は、行間・字詰めに余裕があり読みやすいか。
- (8) 誤植はないか。ある場合は正誤表がついているか。
- (9) 印刷は鮮明で見やすいか。
- (10) さし絵・写真・地図などは鮮明で調和がとれ、大きさも適切であるか。
- (11) 用紙は良質で丈夫であるか。

※以下省略

その他に「部門別基準」、「対象としない図書」等の記載有り。詳細は以下のサイトを参照。

<http://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-34.html>

学校図書館の設置目的は、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することにある。この目的を達成するためには、児童生徒および教員の利用に役立つ適切な図書館資料を質量ともに整備しておかなければならない。学校図書館の資料は図書資料をはじめ多種多様な資料群にわたるが、とりわけ図書資料は資料群の中核を成すものである。したがって、学校図書館では、利用者の立場に立って適切で優れた図書の選択収集に努め、かつ常に蔵書の更新を行う必要がある。また、蔵書の管理には一貫性と統一性が保たなければならない。蔵書の点検評価に伴い図書を廃棄する場合には、個人的な見解によることなく客観性のある成文化した規準にもとづき行わなければならない。

この規準は、学校図書館において蔵書を点検評価し廃棄を行う場合の拠りどころを定めたものである。

I 一般規準

次の各項のいずれかに該当する図書は廃棄の対象とする。

形態的にはまだ使用に耐えうるが、記述されている内容・資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
刊行後時間の経過とともにカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供することが明白になった図書。
利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。

II 種別規準

次の種別に属する図書は、一般規準に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄の対象とする。

【百科事典・専門事典】 1) 刊行後10年を経ているもので、補遺が刊行されていない図書。
【ハンドブック・要覧】 新版が刊行され利用価値の失われた旧版図書。
【伝記】 1) 新資料の発見等により被伝者について評価が著しく変わった図書。
【地図帳】 1) 刊行後5年を経ているもので、記載地名等に変化が生じた図書。2) 歴史地図帳は、刊行後10年を経ているもので、歴史学研究成果がとりいれられていない図書。
【旅行案内書】 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。
【地誌】 1) 刊行後5年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

【法律書・法令書】 1) 刊行後3年を経ているもので、主要な法律・法令の改正により現状にそぐわなくなった図書。

【人権関係書】 1) 記述内容に人権擁護上問題であることが明らかとなった図書。

【政党関係書】 1) 刊行後3年を経ているもので、政党の現状を理解するのにそぐわなくなった図書。

【時事問題関係書】 1) 刊行後3年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

【学習参考書】 1) 刊行後3年を経ているもので、学習の現状にそぐわなくなった図書。2) 「学習指導要領」準拠図書で、「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いが変わった図書。

【就職・受験内容書】 1) 刊行後2年を経ているもので、現状にそぐわなくなった図書。

【技術書・実験書】 1) 刊行後3年を経ているもので、技術・実験についての説明が古くなった図書。2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

【公書・環境問題関係書】 1) 刊行後5年を経ているもので、最近の研究結果がとりいれられていない図書。

【料理・服飾関係書】 1) 刊行後3年を経ているもので、新しい素材・技術・デザイン・流行等がとりいれられていない図書。

【スポーツ関係書】 1) 刊行後5年を経ているもので、新しい種目・ルール・技術・用具等がとりいれられていない図書。

【辞典】 1) 語義・語源・用例等の記述に重大な誤りが発見された図書。

【翻訳書・翻案書・抄訳書】 1) 刊行後に優れた翻訳書が出版された場合の旧翻訳書。2) より完全な翻訳書が出版された場合の旧翻案書・旧抄訳書。

III 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

1) 年鑑 2) 白書 3) 郷土資料 4) 貴重書

《運用上の留意事項》

I 図書の廃棄にあたっては、校内に「図書廃棄委員会」を設置し組織的に対処する。各教科担当教員の協力を求めるなどして、廃棄図書リストを作成して検討するなど慎重に行うことが望ましい。

II 備品図書の廃棄は、学校設置者が定める条例・規則等にしたがって行う。

資料 7

用語解説

P98、99 も参照のこと

**ＬＬ（エルエル）ブック**

「ＬＬ」はスウェーデン語で「やさしく読みやすい」を意味する言葉の略。
知的障がいや発達障がいのある人などが読みやすい写真や絵、絵文字
(ピクトグラム)、短い言葉などで構成された本。

オリエンテーション（ガイダンス・学校図書館オリエンテーション）

多くの場合は、新年度始めに学校司書や図書館担当者が司書教諭や担任等とともに行う。児童生徒
や教職員に対して学校図書館の概要、利用法、利用規則、利用上の留意点等を説明し、積極的な利用
を促す活動。

学校図書館図書標準

文部省が平成5年に小中学校に備えるべき学校図書館蔵書冊数の目標として定めたもの。学級数に
応じた冊数が示され、裏付けとなる図書費が地方財政措置されてきた。平成19年に改正。

教職員への支援

教職員の授業や生徒指導など教職員児童生徒に関する支援全般のこと。教材研究、教材作成、資料
作成等に資料・情報を提供したり、学校図書館の立場から助言をしたりする。授業によっては計画段
階から図書館が参画することも含める。

索引

本文中にある重要な語句などを参照しやすいように、巻末などに体系的に記載したもの。

検索

あらかじめ、蓄積及び組織化された情報の中から必要とする文献や情報を探し出すこと。

件名

図書・資料の持つ主題を端的に表す語または複数の語。言葉で主題を検索するとき使う。

情報活用能力

知識基盤社会などの情報が重要となる社会に主体的に対応できる能力や態度。文部科学省は、「情
報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を情報活用能力の3要素とし
ている。

情報教育

情報活用能力の育成を目指し、教科「情報」を含む全ての教科で情報手段の活用を図り、情報を適
切に判断・分析するための知識や技能を育む。

情報ファイル（ファイル資料）

パンフレット、リーフレット、写真、新聞の切り抜き、地図などをフォルダー、ファイル等に入れ
たもの。

出典

故事、成語、熟語、引用文等が、もともと書かれていた書籍やその箇所となる引用もと。

ストーリーテリング

語り手があらかじめ、ストーリーを覚え、いったん自分のものとして「話」を語って聞かせる手法。

墨字

点字に対して、それ以外の文字のことをいう。手書き文字、印刷文字を問わない。

請求記号

図書等の配架された書架等を示す記号。P22参照。通常は分類記号、図書記号、全集の場合には巻冊番号をラベルに書き、背表紙の下部に貼付する。所在記号ともいう。



装備

図書資料を学校図書館の資料として利用出来るようにする作業。破損・紛失の防止のため登録印の押印、バーコードラベルの貼付（登録番号の記載）、請求記号を記したラベルの貼付等、付図・正誤表の貼付け、図書の耐久性を高めるためのフィルムの装着なども行う。

探究的な学習

【課題の設定】→【情報の収集】→【整理・分析】→【まとめ・表現】のような問題解決的な活動が発展的に繰り返されていく、物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営みの学習活動を指す。こうした探究の過程は、およその流れのイメージであり、いつも順序よく繰り返されるわけではなく、学習活動のねらいや特性などにより順序が前後する場合がある。

著作権

自分の考えや気持ちを作品として表現したものを「著作物」、著作物を創作した人を「著作者」、著作者に対して法律によって与えられる権利のことを「著作権」と言う。著作権法は、著作権の内容を、大きく二つに分けて定めている。一つは、著作物を通して表現されている著作者の人格をまもるための「著作者人格権」、もう一つは、著作権者が著作物の利用を許可してその使用料を受け取ることができる権利としての「著作権(財産権)」である。

*学校の教育活動に関する著作権は著作権法第35条を参照。

DAISY（ディジー）

視覚障害者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためのデジタル録音資料。誰にでもアクセスしやすいデジタル情報システムをめざして作られた国際規格。

ディスレクシア

知的能力自体に障がいはないが、読み間違えたり鏡文字を書くなど、文字の読み書きだけに困難がある学習障がい。「読字障がい」と訳されることも多い。

データベース

特定の分野の情報を大量に収集・分析加工・蓄積・整理して、コンピュータで利用できる形に整えた情報ファイル。主な目的は情報検索である。

電子資料（デジタル資料）

コンピュータを媒介とし、デジタル化されたデータで頒布、流通する資料。紙媒体の情報を電子化したものも含めて電子資料という。

読書郵便 特定の本についてその本の魅力を他者に向けて、手紙やはがきの形式で紹介したもの。

日本十進分類法（NDC）

日本の標準的な分類法で現在ほとんどの公共図書館及び学校図書館で使用されている。図書等を主題又は形式によって分類し、十進数字で表す。

（例）芥川龍之介の「羅生門」は、文学(9)日本語(1)小説・物語(3)で、分類記号は913、

図書記号は著者の頭文字からアとする。 *詳しくは日本十進分類法（日本図書館協会発行）、P23参照

配架

図書等を所在記号の順序に書架に配列すること。書架の左端から右へ、上の段から下の段へ、右隣の書架への順に配架する。

パスファインダー

特定のトピックや主題に関しての資料や情報をまとめ、図書館が提供する関連資料の探し方を一覧にまとめたリーフレットのこと。

ファイリング

目的の情報や関連する情報が記載されている資料（新聞・雑誌の記事、リーフレットやパンフレット等）を分類・整理して綴じ込む事。綴じたものをファイル資料という。

フロアワーク

学校では主に司書が、図書館内の書架や閲覧机等の間を巡り、利用案内、書架案内、読書案内、レファレンスサービス（資料相談）など児童生徒の援助を行うこと。

分類番号

日本十進分類法（NDC）参照。これによって、定められた番号で、その図書資料がどんな内容なのかを示す。

別置

図書等の配架を利便性、管理上により、他の書架等に配架すること。美術全集のような大型本や文庫・新書のような小型本、絵本、貴重書などは、常時別置にすることが多い。新着本、特定の主題や季節、学校行事等で一定期間別置することもある。

マルチメディアDAISY（ディジー）図書

本文の文字・画像が音声と同期している電子図書。『マルチメディアディジー』は、活字だけでは文の内容を理解しづらいディスレクシアの人々に有効であることが証明され、欧米ではすでに教科書などの配布形式としてメジャーになっている。また、デジタル情報なので、高齢者や弱視者にも使いやすいレイアウト（文字の大きさ、色、行間、縦書きと横書き、等々）に変更することができ、誰でも使えるユニバーサル図書と言える。

メディア（図書資料）

ここでは主に、学校教育に必要な図書、雑誌、新聞、小冊子やパンフレットの他に、音声や静止画、動画など、学校図書館で組織化されて読書や学習に活用できるメディアを総称している。

目録

図書等の所在の確認や、探すときに利用されるもの。カード目録では、書名目録、著者目録、件名目録などがある。近年は電算化され、コンピュータ目録が多い。

リーディングトラッカー

文章を読む際に、行を飛ばしたり何度も同じ行を読んだりすることの無いよう、今読んでいる行だけに注目できるように、両隣の行が見えないように隠すための道具。

リライト

元の文章をわかりやすく書き直して読みやすくすること。＊著作権法第37条3項を参照

レファレンスサービス（資料相談）

利用者の課題を解決するため、利用者の求めに応じて図書館担当者が解決に必要な資料や情報を提供、提示すること。その際、利用者との対話（レファレンスインタビュー）の中でその内容を明確にし、適切な資料を案内することが重要。



本に関する記念日

絵本週間	3月27日～4月9日
子ども読書の日	4月23日
こどもの読書週間	4月23日～5月12日
学校図書館の日	6月11日
文字・活字文化の日	10月27日
読書週間	10月27日～11月9日



【子ども読書の日】 4月23日

子どもの読書活動推進に関する法律（平成13年12月交付）第10条2項で、4月23日を子ども読書の日とし、国及び地方公共団体に対し、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう求めている。この法律は、子どもの読書活動の重要性から、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう積極的にその環境整備を図るため公布施行された。

【学校図書館の日】 6月11日

「学校図書館法の一部を改正する法律」が平成9年6月11日法律第76号をもって公布され、同日から施行された。これにより、12学級以上の全ての学校に司書教諭の配置が義務化され、11学級以下の学校にはできるだけ配置することになった。これを記念して、社団法人全国学校図書館協議会は6月11日を「学校図書館の日」と制定した。

【文字・活字文化の日】 10月27日

2005年7月に施行された「文字・活字文化振興法 第11条」により、毎年10月27日は「文字・活字文化の日」と制定された。国及び地方公共団体に対し、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施するよう求めている。

【読書週間】 10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）

昭和22年（1947年）、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、11月17日から、第1回『読書週間』が開催された。反響はすばらしく、翌年の第2回からは期間も定められ、この運動は全国に広がっていった。



本の記念日を子ども達にも知らせたいね！
学校図書館で、この日を紹介したり、図書館行事を開催したり、いろいろな取組みを
やってみよう。

【本の紹介】

* P81も参照のこと

	タイトル名(順不動)	著書名	出版社名
1	中学生・高校生のための探求学習スキルワークー6プロセスで学ぶ	桑田てるみ 編	全国学校図書館協議会
2	学校図書館 学びかた指導のワークシート	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
3	図書館学び方ノート小学校/図書館学び方ノート中学校	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
4	小学校における学び方の指導	徳田悦子 著	全国学校図書館協議会
5	鳥取・羽合小「アロハ図書館タイム」はじめます。一司書教諭による学校図書館活用授業	北田明美 著	全国学校図書館協議会
6	教科学習に活用する学校図書館—小学校・探究型学習をめざす実践事例新しい教育をつくる司書教諭のしごと	小川三和子 著	全国学校図書館協議会
7	発信する学校図書館ディスプレイ使われる図書館の実践事例	吉岡裕子・遊佐幸枝 監修	少年写真新聞社
8	学校図書館発育てます！調べる力・考える力—中学校の実践から	遊佐幸枝 著 桑田てるみ 監修	少年写真新聞社
9	みつけるつかむつたえあう—学校図書館を活用した授業の創造	山形県鶴岡市立朝陽第一小学校 編	国土社
10	司書教諭が伝える言語活動と探究的な学習の授業デザイン	塩谷京子 堀田龍也 著	三省堂
11	学びを拓く授業モデル—学校図書館から教育を変える①～③	五十嵐絹子／藤田利江 著	国土社
12	探求的な学習を支える情報活用スキル—つかむ・さがす・えらぶ・まとめる はじめよう学校図書館	塩谷京子 著	全国学校図書館協議会
13	単元を貫く言語活動を支える並行読書の授業プラン ねらいに応じたブックリスト付き！	植松雅美 編著	東洋館出版社
14	学校図書館に司書がいたら—中学生の豊かな学びを支えるためにシリーズ学校図書館	村上恭子 著	少年写真新聞社
15	21世紀を生きる学習のための活動基準シリーズ学習者のエンパワーメント	アメリカ・スクール・ライブラリアン協会(AASL) 編	全国学校図書館協議会
16	学校司書と先生のためのすぐできるブックトーク	渡辺暢恵/小柳聡美/和田幸子/齋藤洋子 著	ミネルヴァ書房
17	学校図書館は何かができるか？その可能性に迫る—小・中・高等学校の学校司書3人の仕事から学ぶ	門脇久美子・実重和美・漆谷成子・堀川照代 著	国土社
18	鍛えよう！読むチカラ学校図書館で育てる25の方法	桑田てるみ 監修 「読むチカラ」プロジェクト 編著	明治書院
19	授業で活用する学校図書館—中学校・探求的な学習を目指す実践事例 新しい教育をつくる司書教諭のしごと	稲井達也 編著	全国学校図書館協議会
20	問いをつくるスパイラル—考えることから探究学習をはじめよう！	日本図書館協会図書館利用教育委員会 図書館利用教育ハンドブック学校図書館(高等学校)版作業部会 編著	日本図書館協会
21	学校図書館の活用名人になる—探究型学習にとりくもう	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会
22	学校図書館改造プロジェクト—思考力・読解力アップの新空間！	井上一郎 編著	東洋館出版社
23	図書館へ行こう！楽しい調べ学習 1・2・3年生—東京都荒川区立第六日暮里小学校の学校図書館活用	藤田利江 編著	国土社
24	何でも学べる学校図書館をつくる—ブックカタログ&データ集	片岡則夫 編著	少年写真新聞社
25	図書館へ行こう！図書館クイズ—オリエンテーション・図書委員会資料付 知識と情報の宝庫—図書館活用術	山形県鶴岡市立朝陽第一小学校 編	国土社
26	学校図書館を活用した学習指導実践事例集	日本学校図書館学会 編	教育開発研究所
27	みんなでつくろう学校図書館	成田康子 著	岩波ジュニア新書
28	気になる著作権Q&A—学校図書館の活性化を図る始めよう学校図書館	森田盛行 著	全国学校図書館協議会
29	学校図書館、まずはこれから はじめよう学校図書館	中村伸子 著	全国学校図書館協議会
30	楽しもう！学校図書館ディスプレイ	さわださちこ 著	全国学校図書館協議会
31	はじめてのアニメーション—1冊の本が宝島	岩辺泰史+まなび探偵団アニメーションクラブ	柏書房
32	読書で遊ぼうアニメーション—本が大好きになる25のゲーム	モンセラット・サルト 著 佐藤美智代・青柳啓子 共訳	柏書房
33	ビブリオバトルを楽しもうゲームで広がる読書の輪	谷口忠大監修 粕谷亮美著	さ・え・ら書房
34	ぼくの絵本わたしの絵本 0から6歳までの絵本ガイド	石川道子・平田美恵子・湯沢朱美・編/著	プランニング遊
35	これならできる！楽しい読書活動 アニメーション、ビブリオバトル、ブックトークなど気軽に実践するための事例集	吉田和夫・稲井達也 編 小中学校読書活動研究会 著	学事出版
36	読書イベントアイデア集(中・高校生編)はじめよう学校図書館	高見京子 著	全国学校図書館協議会
37	小学校での読み聞かせガイドブック改訂版—朝の15分のために	湯沢朱美 編著	プランニング遊
38	キラキラ読書クラブ子どもの本の702冊ガイド 改定新版	キラキラ読書クラブ 編	玉川大学出版部
39	今、この本を子どもの手に	東京子ども図書館 編	東京子ども図書館
40	子どもと本	松岡享子 著	岩波書店
41	絵本の記憶、子どもの気持ち	山口雅子 著	福音館書店
42	えほんのせかいこどものせかい	松岡享子 著	日本エディタースクール出版部
43	【季刊誌】ほいくる	保育文化研究所 編	古今社
44	【月刊誌】学校図書館	全国学校図書館協議会 編	全国学校図書館協議会

学校図書館活用教育のために参考になるホームページの紹介

【ホームページの紹介】

P81も参照のこと

	タイトル(順不動)	アドレス
1	鳥取県立図書館ホームページ	http://www.library.pref.tottori.jp/
2	子ども読書の街(文部科学省)	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/reading/index.htm
3	国立国会図書館ホームページ	http://www.ndl.go.jp/
4	国立国会図書館サーチ	http://iss.ndl.go.jp/
5	国立国会図書館国際こども図書館	http://www.kodomo.go.jp/index.html
6	国立国会図書館国際こども図書館 (子どもと本をつなぐ人のページ)	http://www.kodomo.go.jp/promote/school/rent/use.html
7	中高生のための幕末・明治の日本の歴史事典	http://www.kodomo.go.jp/yareki/index.html
8	レファレンス協同データベース	http://crd.ndl.go.jp/reference/
9	先生のための授業に役立つ学校図書館活用データベース (東京学芸大学)	http://www.u-gakugei.ac.jp/~schoolib/htdocs/?page_id=13
10	デジ読評価プロジェクト@東京学芸大学	https://sites.google.com/site/dejidoku/
11	Webcat Plus(ウェブキャットプラス) 本を探す	http://webcatplus.nii.ac.jp/
12	GiNii(サイニー) 日本の論文を探す	http://ci.nii.ac.jp/
13	絵本ナビ	http://www.ehonnavi.net/
14	Googleブックス(グーグルブックス)	https://books.google.co.jp/
15	新書マップ	http://shinshomap.info/search.php
16	大分県立図書館学校図書館ハンドブック	http://library.pref.oita.jp/kento/information/paper-publication/handbook/
17	京都市教育委員会「21世紀型ICT教育の創造モデル事業」 ～学校図書館等のメディアセンター化を中心とした調査研究事業～	http://www.edu.city.kyoto.jp/school/ict-mc/
18	ブックトーク実践のコツ&本の選び方 山梨県立図書館	https://www.google.co.jp/?gws_rd=ssl#q=%E3%83%96%E3%83%83%E3%82%AF%E3%83%88%E3%83%BC%E3%82%AF+%E3%81%A8%E3%81%AF
19	横浜市立図書館(ブックトーク動画付き)	http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/library/volunteer/booktalk.html
20	朝日新聞 どくしょ応援団	http://www.asahi.com/shimbun/dokusho/koshien/literature.html
21	読売新聞 学校図書館元気プロジェクト	http://katsuji.yomiuri.co.jp/genki/
22	公益社団法人 読書推進運動協議会	http://www.dokusyo.or.jp/

【参考にした本】

	タイトル名(順不動)	著書名	出版社名
1	「自ら学ぶ意欲と生きる力を育む学校図書館 ～学校図書館の活用と司書教諭の役割～」	平成15年鳥取県教育委員会	
2	司書教諭学校司書のための学校図書館必携 理論と実践	全国学校図書館協議会 監修	悠光堂
3	一人ひとりの読書を支える学校図書館―特別支援教育から見てくるニーズとサポート	野口武悟 編著	読書工房
4	多様性と出会う学校図書館―一人ひとりの自立を支える合理的配慮へのアプローチ	野口武悟・成松一郎編著	読売工房
5	学習指導要領	文部科学省	
6	学校図書館活用ハンドブック 学力向上のための読書活動	村山功 他	静岡大学
7	最新図書館用語大辞典	図書館用語辞典編集委員会	柏書房
8	幼保連携型認定子ども園教育・保育要領解説 平成27年2月	内閣府 文部科学省 厚生労働省	フレーベル館
9	図書館情報学用語辞典 第4版	日本図書館情報学会用語辞典編集委員会 編	丸善出版株式会社
10	学校図書館教育指導計画作成の手引 ～子どもたちの学びを豊かにする学校図書館～	横浜市教育委員会 編著	時事通信出版局
11	新編 新しい国語 教師用指導書 読書指導のてびき	東京書籍株式会社	東京書籍株式会社
12	学校図書館活用あらかわモデルプラン 資料ダイジェスト版	荒川区 編	国土社
13	生かそう、使おう 学校図書館 ～学校図書館活用の手引～	札幌市教育委員会	
14	子どもと本と学びをつなぐ 学校図書館司書教諭の手引	島根県教育委員会	
15	読書の指導と学校図書館	大串夏身 監修 小川三和子 著	青弓社
16	～豊かな学びを支え、子どもと本をつなぐ～ 学校図書館ハンドブック	大分県立図書館	
17	授業にいかす 情報ファイル	藤田利江 著	全国学校図書館協議会
18	学校司書・司書教諭・学校担当者のための学校図書館スタートガイドーサンカクくんと問題解決！	学校図書館スタートガイド編集委員 編・著	少年写真新聞社
19	図書館学基礎資料 第12版	今まど子 編	樹村房
20	本でつなごう親子のコミュニケーション	平成24年 鳥取県教育委員会	
21	司書教諭・学校司書のための学校図書館必携 理論と実践	全国学校図書館協議会 監修	悠光堂

【参考にしたホームページ】

	タイトル(順不動)	アドレス
1	文部科学省 これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告のポイント)―学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査研究協力者会議―について	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/04/01/1346119_1.pdf
2	文部科学省 リーフレット 「みんなで使おう！学校図書館」	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afiedfile/2015/08/05/1360321_1.pdf#search=%E6%96%87%E7%A7%91%E7%9C%81%E3%81%BF%E3%82%93%E3%81%AA%E3%81%A7%E4%BD%BF%E3%81%8A%E3%81%86%EF%BC%81%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E5%9B%B3%E6%9B%B8%E9%A4%A8
4	文部科学省 学校図書館	http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/
5	知的書評合戦ビブリオバトル公式ウェブサイト	http://katsuji.yomiuri.co.jp/genki/
6	文部科学省 子どもの読書情報館「絵本で子育てを楽しく」を読んでみよう	http://www.kodomodokusyo.go.jp/yomikikase/
7	文化庁 学校における教育活動と著作権	http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/pdf/gakko_chosakuken.pdf#search=%E8%91%97%E4%BD%9C%E6%A8%A9%E6%B3%95+%E7%AC%AC%EF%BC%93%EF%BC%95%E6%9D%A1
8	全国学校図書館協議会	http://www.j-sla.or.jp/

「鳥取県学校図書館活用のあり方検討委員会」委員

【アドバイザー】

氏名	所属	職名
堀川照代	青山学院女子短期大学	教授

【委員】

氏名	所属	職名
小椋博幸	鳥取県教育委員会	教育次長
民木寛子	鳥取市立津ノ井小学校	校長
本池弘昭	米子市立福生中学校	校長
河田 透	鳥取県立鳥取西高等学校	校長
西村教子	鳥取市立世紀小学校	教諭
三津國佳子	湯梨浜町立東郷中学校	司書教諭
澤田稚佐登	鳥取県立境港総合技術高等学校	司書教諭
児島陽子	鳥取大学附属特別支援学校	司書教諭
森下英子	智頭町立智頭小学校	学校司書
津村玲子	鳥取市立中ノ郷中学校	学校図書館司書
春日利津子	鳥取県立青谷高等学校	司書主任
下前博司	伯耆町教育委員会	生涯学習室参事 兼社会教育主事 兼指導主事
西村健吾	米子市教育委員会	主幹兼指導主事

【事務局】

氏名	所属	職名
牧田 悟	鳥取県教育委員会小中学校課	指導主事
大高美穂子	鳥取県教育委員会小中学校課	指導主事兼係長
中原裕美子	鳥取県教育委員会高等学校課	指導主事
野口昭紀	鳥取県教育委員会特別支援教育課	指導主事
福本慎一	鳥取県立図書館	館長
小林吉伸	鳥取県立図書館	副館長
小林隆志	鳥取県立図書館	支援協力課長
三好明美	鳥取県立図書館	学校図書館支援員（係長）兼高等学校課指導主事
北田明美	鳥取県立図書館	学校図書館支援員（係長）兼小中学校課指導主事

【上記委員以外の資料提供協力校】

鳥取県立皆生養護学校	鳥取県立白兔養護学校
鳥取県立鳥取聾学校	南部町立南部中学校
湯梨浜町立羽合小学校	鳥取県高等学校図書館教育研究会